

【こども・若者パブリックコメント】「こども・若者基本条例（骨子案）」に対する意見一覧

A：意見を反映し、案を修正した（意見内容のうち一部のみを反映したものを含む。）	【0件】
B：既に案で対応済み	【5件】
C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく	【5件】
D：意見を反映できなかった	【1件】
E：その他	【2件】

意見数	見出し	意見	結果	対応
1	その他	<p>私が住んでいる町では、車が運転できないと生活が成り立ちません。私自身、県外からの移住者で運転に自信がない上、子どもを乗せて事故にあうことがとてもこわいです。歩いて行ける、子育て支援センター的な役割の場所や、公園には限りがあり、遊びの幅が広がりにません。子育て世帯の希望する人にタクシーチケットやオンデマンドタクシーが使用できる仕組みを作って欲しいです。</p> <p>子どもがいますが、保育園に入るまでに半年以上待ちました。待機児童ゼロは嘘です。待機している間、求職活動をしたのに子供が幼いので、県が行っている企業説明会などには移動時間、お昼寝の時間等を考慮するとなかなか行けずハローワークも近隣にないためネットの情報だけが頼りでした。ハローワークと町が連携しているわけではないので保育園の空き状況は、仕事探しとは別の手段で役場に問い合わせなければいけませんでした。とても煩雑で面倒でした。子育て中の人が通いやすいハローワークを作って欲しいです。また、ハローワークと街が連携し町立保育園の空き状況、民間保育園の空き状況、企業主導型保育園の空き状況と仕事開始時期のマッチングを行って欲しいです。嵐山町の子育て広場は2件ありますがそのうちの1件は職員の対応が悪く新参者には挨拶をしたり声かけをしたり相談に乗ってくれるような対応はしてくれません。顔見知りの利用者には声をかけて気にかけている様子がありますが、数回の利用ではその場の雰囲気慣れません。子育て広場の職員教育に力を入れてもらいたいです。今は保育園に行っていますが行く前まで、子育てに関する情報がほぼなくママ友と呼べるような友人もいないため情報が全く入りませんでした。町のHPはたまにしか更新されず保育園に関する案内なども要項を見てくださいというだけで説明会などはなく、何度も何度も役場に問い合わせ確認、相談をしました。この煩雑さ、面倒さをどうにかしてください。</p>	C	<p>保育所や子育て広場に関する御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本条例の規定により、市町村と適切な役割分担を踏まえ、子育てに関する分かりやすい情報提供が行われるものと考えています。</p>
2	その他	<p>拝読いたしました。暮らしやすい社会をつくろうと努力していただいている姿勢に感謝します。そのうえで、追加していただきたいことをいくつか記述いたします。子どもは守られるべき存在であると同時に、主体的に意見をもつ存在であるという考えを入れていただきたいです。子どもの人権教育、一人の市民として育つために、子ども自身が一個人として意見を表明する権利を明記してほしいです。</p> <p>子どもを持たない若者、持たない生き方を選ぶ若者も多いと思います。単身または子どものいない若者の権利、暮らしやすい社会を目指してほしいです。明記はしていませんが、結婚している夫婦の子育てが基本のように思えるので、結婚しないで子育てをしている親（若者）が、差別されず、子育てしやすい社会をも目指してほしいと思います。若者は結婚して子育てをする、という前提「以外」の若者たち、子どもたちにも目を向けていただけると、より暮らしやすい社会になると思います。性的マイノリティに触れていないので、どんな理由があっても差別されない、の箇所に、入れてほしいと思います。</p> <p>不登校の子ども達の居場所作りは大変大事だと思いますし私達も尽力したいと考えています。ただ、議員のみなさまは教育を変える力もお持ちです。まず学校の環境をよくすること、学校の教員のみなさん、また保育に関わるみなさんの待遇や給与を上げていただきたいと思っています。子どもを育てるといふ大事なお仕事の方々に、より手厚い待遇をしてさしあげてほしいです。そして、画一的でない、多様性を認める教育を目指していただきたいと思っています。</p> <p>疑問が一つあります。大人の役割のなかで、「会社は・・・」の文章ですが、会社員以外、自営業やフリーの社会人は多いと思うので、その方々はどこに入れるのでしょうか。このような機会を設けていただけて感謝いたします。フィードバックも教えていただくと嬉しいので、ぜひお願いいたします。</p>	B	<p>こどもが主体的に意見を持つ存在であり、意見を表明する権利を有することは、本条例第3条第1号の基本理念に規定しています。</p> <p>また、本条例は、結婚している夫婦の子育てを前提としているものではなく、単身や里親等でこども・若者を養育している方も、支援の対象に含まれることは第1条などで明記しています。加えて、本条例は、「若者は結婚して子育てする」ことを前提としたものでもありません。</p> <p>性的マイノリティに関しても、第3条第1号の差別されない理由に含まれるものと整理しています。</p> <p>また、学校の教員や保育に関わる方々の処遇を改善していくことは非常に重要なことと考えており、第11条第4項の「子育てを支える人材の育成及び確保」に関する施策の中で具体的に検討されていくものと考えています。</p> <p>大人の役割に関して、御質問の例でいえば、事業を営んでいる方は「事業者」に含まれます。その他県民の方は「県民」に含まれ、社会全体で子育て・子育てを支える趣旨を含んだものとなっています。</p>

意見数	見出し	意見	結果	対応
3	その他	子どもに性教育などで情報を与える場合に、その情報を本当に与えるべきかよく考える必要があると思う。正しい性教育、命の尊さ、命の誕生の仕組み、避妊などの教育は、心と体を守る為に必ず教える必要があると思いますが、一方でLGBT理解が行き過ぎて、多感な年頃の子ども達に、教えずにいいことまで教えていることに危機感を感じます。教えるべきことと教えるべきでは、無いことの精査が今一度必要であると考えます。	E	第17条に関する御意見と認識します。 こども・若者が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができることは、こども・若者の健康や安全を確保する観点からその最善の利益を図ることを考慮した際に、非常に重要なことであると考え、第17条のとおり規定しました。 なお、性に関する具体的な知識や情報を提供するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、こども・若者や保護者その他関係者の理解を得る必要があり、これらの方々の多様な意見を聴取して、当該施策が行われるものと考えています。
4	その他	まず、自民党県議団が2023年に提出した虐待禁止条例の一部改正案との差がわかりづらく、反省点等の振り返りに関する記載もないことから、とても不安を感じる。「条例を作ってどうしたいか」よりも、「なぜこのような条例を作る必要性があるのか」を具体的に説明すべきだ。 次に、条例案の中身についてだが、抽象的過ぎて全く役に立たないものとする。例えば、高齢化率の高まりや社会保障費に対する現役世代の負担率の高まりなど、具体的な課題が山積する中なぜこのような抽象的な条例づくりに腐心する必要があるのか。上記の内容と重複するが、やはり「なぜこのような条例を作る必要があるのか」の説明が欲しい。 このようなアリバイ作りのための中身の無い条例案に貴重な活動時間・税金を費やすことはやめてほしい。	E	提案の背景として、国において、こども・若者の健やかで幸せな成長を後押しする動きが高まっており、こうした機会を捉え、本県としても、子育て・子育てに関する政策の充実・強化を図る必要があると考えたものです。 そのためには、本県における施策の基本的方向性を明確にするとともに、社会全体で子育て・子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考えたことから、その趣旨を盛り込んだ条例を制定したものです。 なお、具体的な手段（施策）については、本条例の趣旨を尊重して、今後、執行部において策定される計画において規定されるものと想定しています。
5	その他	健全で健康な子供のこころを育てるには、母性性が重要であることは周知の事実であり、これは世界的に不変なことです。基本的信頼感や愛着、これが育まれないと一生にわたってその子供は苦労することになります。 その状態を基底欠損あるいはComplex・PTSDといいます。母性性は深刻です。基本的信頼感や愛着を育むには胎生期は勿論、出生直後から幼児期、学童期の母親との関りが何物にも代えがたく大切であり、その時間を奪うものであってはなりません。母親が早くから引き離される現状に強く反対します。母親を引き離して保育者をあてがうのではなく、母親が安心して育児に集中できるような環境、政策づくりをお願い致します。	C	御意見のとおり、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障することが重要であると考えています。 本条例においても、第18条第2項において、全ての幼児が愛着が形成された上で、教育や保育を受けられることを規定しています。 その上で、御意見のとおり、親子と一緒に過ごす時間を確保することは非常に重要であると考えています。 本条例では、第19条第2項において、保護者等の職業生活及び家庭生活の充実のために必要な施策を講ずることを規定しています。具体的には、仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備などを示しており、これらの施策を推進することにより、親子と一緒に過ごす時間も確保できることと想定しています。 御意見については、執行部が施策を検討するに当たり、参考としていただきたいと考えます。
6	その他	心理学的に人間はたった一人の人としか愛着を結べない生き物です。保育者が入れ替わり立ち代わりしては、健全な発達段階を踏めず世界に恐怖を抱いたまま大人になることで、社会に適応できにくく苦労を重ね生きづらさを抱えたまま生きていくこととなります。就労を希望するお母さんが働くことまで制限する意味ではありませんが、子供と一緒にいたいと思うお母さんが経済的理由或いはキャリアを懸念して泣く泣く職場復帰するのではなく、子供の人格形成上最も重要な母親の時間を奪わない、安心して子育てができる県政づくりを心よりお願い申し上げます。	C	御意見をありがとうございます。御意見のとおり、親子と一緒に過ごす時間を確保することは非常に重要であると考えています。本条例では、第19条第2項において、保護者等の職業生活及び家庭生活の充実を図るために必要な施策を講ずることを規定しています。具体的には、仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備などを示しており、これらの施策を推進することにより、親子と一緒に過ごす時間も確保できることと想定しています。 御意見については、執行部が施策を検討するに当たり、参考としていただきたいと考えます。
7	その他	基本的には条例案に賛成します。ただ、「若者」は定義がむずかしいし、いらぬのではないかと思います。あと、「子育て」という言葉は、なじみがないし、普通に、「こどもの成長」などの用語の方が分かりやすいと思います。 最後に、「こどもの権利」をしっかりと謳ってください。 以上	B	条例案に賛成いただき、ありがとうございます。 「こども・若者」とした理由は、成人年齢に達した青年期のものであっても支援の対象に含まれることを明確にするために、「こども・若者」と規定したものです。 なお、こども・若者の定義については、「新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるもの」と明文化し、その範囲をより明確にするための修正を行いました。 また、「子育て」と合わせて「子育て」を併記することにより、一般的に馴染みのある「子育て」とは異なるものとして「子育て」も支援していくということを明確に示していくという理由により、「子育て」と規定することとしました。 「こどもの権利」は本条例の目的や基本理念でしっかりと謳っています。

意見数	見出し	意見	結果	対応
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育における歯止め規定の撤廃 ・オイテルの普及 ・小、中学校でのユースクリニックの開催 ・毎日夕食をとることができる常設の子ども食堂の実現 ・体育館庫エアカン、室内プールなど設備の充実 ・学童の業務委託・教員の給与を向上 ・養護教諭複数配置 	C	<p>御意見をありがとうございます。</p> <p>いただいた御意見はどれも非常に参考となります。</p> <p>具体的な取組について、本条例の趣旨を尊重しながら、今後、執行部において策定される「こども計画」において検討が進められるものと想定しています。</p>
9	その他	<p>5歳の娘は条例のことがわからないので、小学校に入ったら何がしたいかということについて、娘から聞いたことを親が代筆します。</p> <p>(このようなことが認められないようでしたらすみません。)</p> <p>おともだちとたくさんあそびたい。たくさんならいごとがしたい。</p>	B	<p>したいことをかいてくれてありがとうございます。</p> <p>「あそぶことができること」は、こどもたちひとりひとりがもっているだいじなけんりです。</p> <p>さいたまけんにいるみんなで、「こどもがあそぶことができるけんり」をしっかりとももっていきます。</p> <p>ならいごとについてもかいてくれてありがとうございます。</p> <p>こどもたちがいろいろなたいけんができるようにしていきます。</p>
10	その他	<p>少子高齢化が進んでしまってるので教育費などの負担を軽減した方が良いと思います。</p>	B	<p>御意見をありがとうございます。</p> <p>教育費などの負担を軽減することはすごく重要なことだと考えています。</p> <p>本条例では、第19条第5項において「子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずる」と規定しています。</p> <p>今後、この規定に沿って具体的な検討が進められていくと考えています。</p>
11	その他	<p>最近だんだんこの学校も建物が古くなってきていて少しばかりの改築が必要だと思えます。学校によっては床を張り替えたりしていますがまだまだ進んでない学校もあると思うので全ての学校で学生の勉強環境を整えられたらすごく良いことだと思います。</p>	B	<p>御意見をありがとうございます。</p> <p>学校が安全かつ安心して勉強できる場所となることはすごく重要なことだと考えています。</p> <p>本条例では、学校の役割として、「こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるよう努める」ことを規定しています。また、県においても、そのような学校の役割を支えるための取組を行うことを規定しています。</p> <p>今後、学校が安全に安心して勉強できる場所となるよう様々な取組みが行われるものと考えています。</p>
12	その他	<p>条例案については特に意見はないが、このパブリックコメントについて意見させていただく。恐らく若者の大多数はこの若者を対象としたパブリックコメントの存在を認知していないと思う。意見を聞くことは県民の代表者である議員の重要な職務の一つであると思う。宣伝をもっとしてもいいのではないかなと思う。今後このパブリックコメントを通して県民の信頼を取り戻してほしいと思う。</p>	C	<p>パブリックコメントについての御意見をありがとうございます。</p> <p>御意見のとおり、住民の意見を聴くことは県民の代表者である議員の重要な職務の一つだと考えています。</p> <p>より多くの県民の意見を聴くことができるよう、御意見を踏まえ、パブリックコメントの方法も含めて検討したいと考えます。</p>

意見数	見出し	意見	結果	対応
13	その他	<p>"こどもの人権"といったとき、それは誰に対しての権利か。現在の憲法学において、人権は第一義的には対公権力的性格の権利であると考えられている。そして、こどもに最も近く、もっとも密に接する公権力は公立学校であるから、こどもの人権はまず公立学校との関係で尊重されるべきことになる。しかし、これまで公立学校においてこどもの人権が十分に尊重されてきたわけではない。法的権利の実現は基本的には裁判を通じて行われるが、日本の裁判所は公立学校による生徒の人権制限について、非常に広い裁量を認めてきたからである。例)高知県公立高校バイク免許取得規制事件(高知地判昭和63. 6. 6) 校則等の内容については、事柄の性質上、校長が教育的・専門的見地からの裁量権を有するというべきであるから、その定めは、学校の設置目的を達成するのに必要な範囲を逸脱し著しく不合理である場合には、行政立法として無効になると考えられるが、そうでない限り、生徒の権利・自由を束縛することとなっても、無効とはいえず、生徒はこれに従うことを義務づけられるのであって、校則等の具体的規定が裁量権の逸脱、濫用に当たるかどうかは、校長がその規定を設けた趣旨、目的と社会通念に照らし、それが学校の設置目的との間に合理的関連性を有するかどうかによって決められるというべきである。※これについて大田肇・判例研究バイク規制校則裁判(高知地判昭和63. 6. 6) (https://tsuyama-nit.repo.nii.ac.jp/record/1337/files/%E6%B4%A5%E5%B1%B1%E5%B7%A5%E6%A5%AD%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%B0%82%E9%96%80%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%B4%80%E8%A6%81_27-12.pdf)をも参照のこと。例2)熊本丸刈り訴訟(熊本地判昭和60.11.13)</p> <p>もつとも、中学校長の有する右権能は無制限なものではありません、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ認められるものであるが、具体的に生徒の服装等にいかなる程度 方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものである。従つて、生徒の服装等について規律する校則が中学校における教育に関連して定められたもの、すなわち、教育を目的として定められたものである場合には、その内容が著しく不合理でない限り、右校則は違法とはならないというべきである。しかし、設置目的との間に合理的関連性があればよいか、著しく不合理でなければ違法にならないという基準は非常に緩く(教育目的との関係を一切考えることができない校則というものがあるだろうか)、生徒が裁判を通じて人権を実現する途は実質的に閉ざされていると言わなければならない。子どもの人権実現のためには、それを実際に実現することのできるような手段を用意することが求められるから、本条例によってそのような手段を創設することが必要である。</p> <p>例えば以下のような形はどうだろうか。埼玉県内の公立学校教員は、生徒の人権を制約するような校則の制定や生徒指導について、比例原則(規制手段が規制目的を促進する規制目的達成のためには当該規制手段が必要である。規制手段によって得られる利益が失われる利益との均衡を失さない)に厳格に従わなければならない旨の規定の挿入、行政不服審査法は行政処分を対象とするが、個々の拘束制定や生徒指導が行政処分に当たらないこともあるから、個々の校則制定や生徒指導を対象に同様の不服審査制度を創設する。裁判よりも審査請求のほうが動弁迅速である。生徒(もしくは生徒の過半数代表者)から校則や生徒指導について理由の説明を求められた場合、学校は文書の交付によって理由を説明する義務を負う旨の規定の挿入。</p> <p>※以上の2点の実現が難しくても、これくらいは実現できるだろうというものとして</p>	D	<p>学校の校則等について、多くの御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>御意見のとおり、校則等の内容については、事柄の性質上、校長が教育的・専門的見地からの裁量権を有するものと認識しています。一方、御案内のとおり、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかとといった旨の指摘がなされています。</p> <p>私たちは、校則等の内容が必要かつ合理的な範囲を逸脱し、その結果こども・若者の権利が侵害されることを防ぐためには、こども・若者が校則等の策定プロセスに参画することが重要であると考えました。そこで、本条例では、学校・保育施設等の役割として、学校・保育施設等の運営又は活動にこども・若者が主体的に参画することができるよう努める旨を規定しました(第6条第1項)。</p> <p>これによって、校則等の策定に当たっては、その違法性の有無だけでなく、校則等の内容がこども・若者の最善の利益に資するものかどうかという観点が考慮されるものと考えています。</p>